

地域住宅計画の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した地域住宅計画	
①計画の名称	高崎地域
②都道府県名	群馬県
③計画作成主体	高崎市
④計画期間	平成27年度～令和元年度
⑤計画の目標	①高崎市内の公営住宅等における設備（給水管）の長寿命化率を増加させる ②高崎市内の公営住宅等における躯体の安全性確保率（屋上防水及び外壁改修）を増加させる
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制・時期	高崎市において目標値の達成状況等を確認（令和3年1月）
⑦事後評価の結果	<p>指標①：「高崎市内の公営住宅等における設備（給水管）の長寿命化率を増加させる」</p> <p>定義：公営住宅等長寿命化計画をもとに算出する ※公営住宅等…公営住宅、改良住宅（小規模改良住宅含む）、特定公共賃貸住宅及び市単独住宅をいう</p> <p>評価方法：公営住宅等の設備の長寿命化率＝給水管改修が完了した公営住宅等戸数 / H26末長寿命化計画様式1で給水管改修を予定している公営住宅等戸数（％）</p> <p>結果：従前値：18.8％（平成27年度）⇒目標値：51.3％（令和元年度） ⇒実績値：79％</p> <p>結果の分析：長寿命化を図る公営住宅等については、公営住宅等ストック総合改善事業（238戸）を実施し、結果として公営住宅等の設備の長寿命化率が目標値を上回ることとなった。</p> <p>指標②：「高崎市内の公営住宅等における躯体の安全性確保率（屋上防水及び外壁改修）を増加させる」</p> <p>定義：公営住宅等長寿命化計画をもとに算出する ※公営住宅等…公営住宅、改良住宅（小規模改良住宅含む）、特定公共賃貸住宅及び市単独住宅をいう</p> <p>評価方法：公営住宅等の躯体の安全性確保率＝屋上防水及び外壁改修が完了した公営住宅等戸数 / H26末長寿命化計画様式1で屋上防水及び外壁改修を予定している公営住宅等の合計戸数（％）</p> <p>結果：従前値：43.8％（平成27年度）⇒目標値：83.1％（令和元年度） ⇒実績値：90.8％</p> <p>結果の分析：躯体の安全性確保を図る公営住宅等については、公営住宅等ストック総合改善事業（241戸）を実施し、結果として公営住宅等の躯体の安全性確保率が目標値を上回ることとなった。</p>
⑧結果の公表方法	高崎市ホームページに掲載
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
⑨今後の住宅施策の取組への反映	・地域住宅計画等に基づき、今後も引き続き必要な改修整備事業等を実施していく。
⑩その他	（特記すべき事項があれば記載）

※この事後評価は別添の地域住宅計画について行ったものである。

た か さ き し ち い き じ ゅ う た く と う せ い び け い か く
高崎市地域住宅等整備計画
(地域住宅計画 高崎地域(3期独))

た か さ き し
高崎市

平成27年3月(当初)
平成28年3月(第1回変更)
平成29年3月(第2回変更)
平成30年3月(第3回変更)
平成31年2月(第4回変更)
令和元年12月(第5回変更)
令和3年1月(第6回変更)

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和03年01月14日

計画の名称	高崎市地域住宅等整備計画（地域住宅計画 高崎地域（3期独））												
計画の期間	平成27年度 ～ 平成31年度（5年間）								重点配分対象の該当				
交付対象	高崎市												
計画の目標	『安全、安心、快適な住環境の形成と、住みたい、訪れたい魅力的な中心市街地形成を推進する。』												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	310	A	302	B	0	C	8	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	2.58	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H27.3末)	中間目標値	最終目標値 (H32.3末)
1	高崎市内の公営住宅等における設備（給水管）の長寿命化率を増加させる 公営住宅等長寿命化計画をもとに算出する。※公営住宅等…公営住宅、改良住宅（小規模改良住宅含む）、特定公共賃貸住宅及び市単独住宅をいう。以下同じ。 (公営住宅等の設備の長寿命化率) = (給水管改修が完了した公営住宅等戸数) / (H26末長寿命化計画様式1で給水管改修を予定している公営住宅等の合計戸数) (%)	188‰	‰	513‰
2	高崎市中心市街地の人口を増加させる 高崎市中心市街地の人口 第2期高崎市中心市街地活性化基本計画区域内の人口	27361人	人	28500人
3	高崎市内の台帳未整備路線の割合を減少させる 高崎市内の路線数及び台帳未整備路線数をもとに算出する 高崎市内の路線全体のうち台帳未整備路線の割合 (%) = 台帳未整備路線数 / 全路線数 × 100	280‰	‰	195‰

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

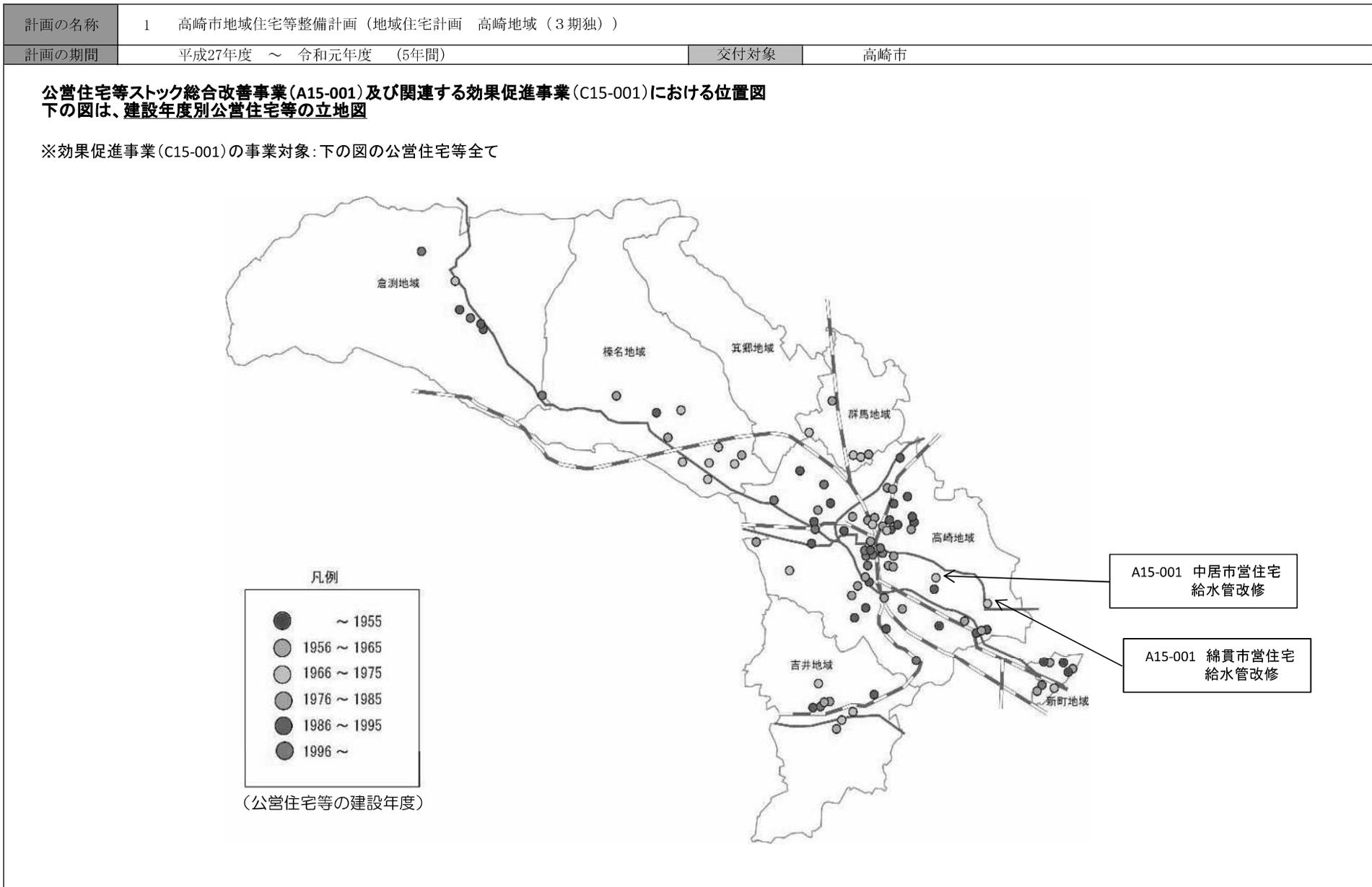
A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H27	H28	H29	H30	H31			
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	高崎市	直接	高崎市	—	—	公営住宅等ストック総合 改善事業（市内公営住宅 団地）	綿貫団地他給水管改修（長寿 命化）・13棟	高崎市	■	■	■	■	■	62		策定済
											小計						62		
住環境整備事業	A16-002	住宅	一般	高崎市	直接	高崎市	—	—	優良建築物等整備事業	高崎駅東口第九地区	高崎市	■					156		—
	A16-003	住宅	一般	高崎市	直接	高崎市	—	—	狭あい道路整備等整備事 業	指定道路図及び調書等整備	高崎市	■	■	■	■	■	84		—
										小計						240			
											合計						302		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	H31
配分額 (a)	87	11	15	19	17
計画別流用増△減額 (b)	0	0	0	0	0
交付額 (c=a+b)	87	11	15	19	17
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0	0	0
支払済額 (e)	87	11	15	19	17
翌年度繰越額 (f)	0	0	0	0	0
うち未契約繰越額 (g)	0	0	0	0	0
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	0
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d)) %	0	0	0	0	0
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

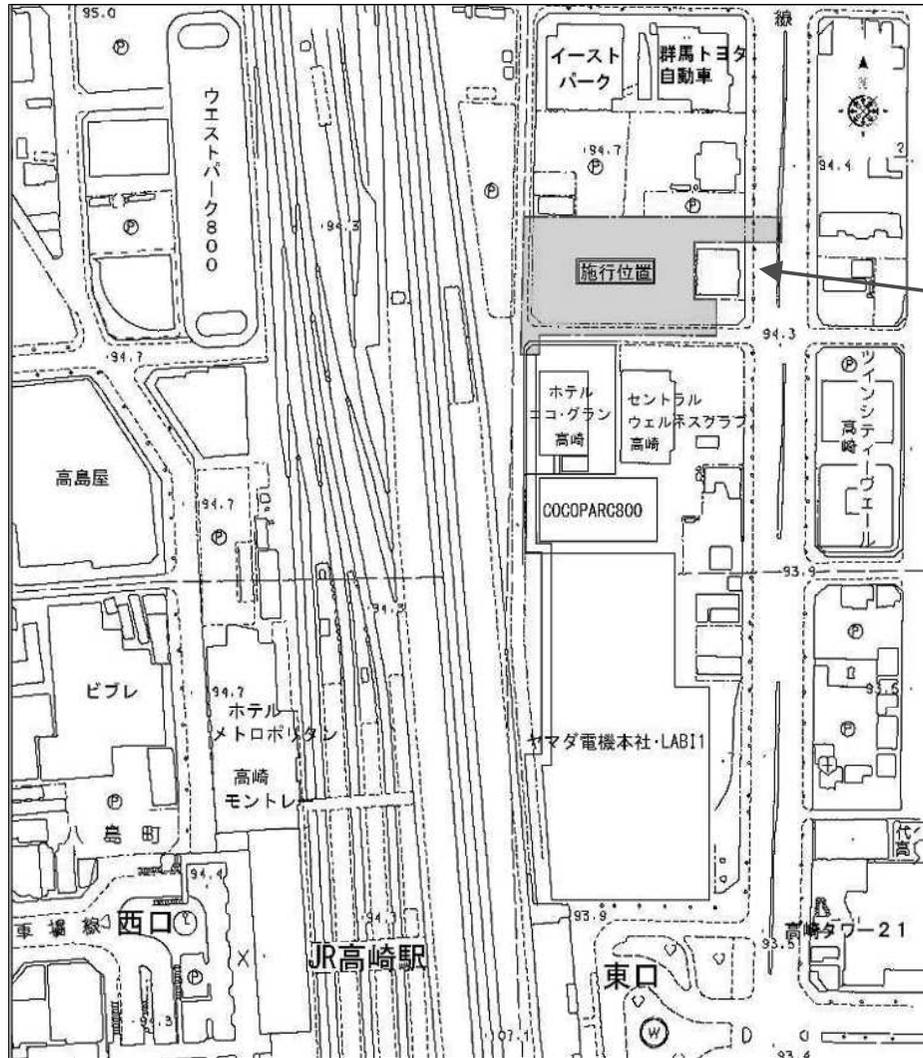
(参考様式3)



(参考様式3)

計画の名称	1 高崎市地域住宅等整備計画（地域住宅計画 高崎地域（3期独））		
計画の期間	平成27年度	交付対象	高崎市

優良建築物等整備事業(A16-002)における位置図



優良建築物等整備事業
(高崎駅東口第九地区)
(0.44ha)



(参考様式3)

計画の名称	1 高崎市地域住宅等整備計画（地域住宅計画 高崎地域（3期独））		
計画の期間	平成27年度 ～ 令和元年度（5年間）	交付対象	高崎市

狭あい道路整備等促進事業(A16-003)における位置図

事業対象区域：高崎地区、榛名地区、箕郷地区、群馬地区、吉井地区、新町地区



(高崎市全体図)



事前評価チェックシート

計画の名称： 高崎市地域住宅等整備計画（地域住宅計画 高崎地域（3期独））

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 ★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 ★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 ★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 ★④関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 ⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 ⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 ★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 ★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ★①事業熟度が十分である。	○
III. 計画の実現可能性 ★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
III. 計画の実現可能性 ★③地域住宅計画を公表することとしている。	○
III. 計画の実現可能性 ④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	○

交付限度額算出シート 【計画の名称：地域住宅計画 高崎地域（3期独） 都道府県名：群馬県】

■ 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第三編 15-(1) 2. に掲げる式による交付限度額（交付限度額 1）

<Step0>

基幹事業	(単位:百万円)			
	交付金算定対象事業費	A	K	B
公営住宅等整備事業	453		0	
地域優良賃貸住宅整備事業				
公営住宅ストック総合改善事業	453			
市街地再開発事業				
優良建築物等整備事業				
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)				
都心共同住宅供給事業				
住宅市街地基盤整備事業				
住宅・建築物安全ストック形成事業				
公的賃貸住宅家賃低廉化事業				
住宅地区改良事業等				
災害公営住宅家賃低廉化事業				
提案事業				
都市・地域再生緊急促進事業				国費(β)

これらの事業をKに含める場合には、補助金の場合の国費と変わらない

これらの事業は補助金の場合の国費と変わらないように換算。

都市・地域再生緊急促進事業の補助対象等について(平成21年1月27日付付都市・地域整備局長・住宅局長通知)に基づいて、国費(補助額)

START

<Step0>
事業別に交付金算定対象事業費A、K、B
都市・地域再生緊急促進事業の国費を記

$9/10 \times (A+B) + K$ と $10/9 \times A + K$ のいずれか少ない額 $\times 1/2 + \beta$

204 百万円

交付限度額1

■ 地域住宅特別措置法施行規則第5条第1項の規定による交付限度額（交付限度額 2）

<Step 1 >

住宅の種類 i	住宅の種類 ii	構造	(単位:戸)							小計	
			北海道特別地区	北海道一般地区	特別地区	大都市地区	多雪寒冷地区	奄美地区	一般地区		
N 2	地域住宅計画に基づき地方公共団体が新たに整備する住宅	①公営住宅	超高層								0
		②住宅地区改良事業等	一般								0
		③その他の住宅	超高層								0
N 1	(1)計画期間終了の日までに耐用年限の2分の1を経過している公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層			160					160
		②住宅地区改良事業等	一般								0
		③その他の住宅	超高層								0
	(2)必要な耐震性能が確保されていないと認められる公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層								0
		②住宅地区改良事業等	一般								0
		③その他の住宅	超高層								0
	(3)その他の事由により住宅としての機能が相当程度低下していると認められる公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層								0
		②住宅地区改良事業等	一般								0
		③その他の住宅	超高層								0

<Step1>
住宅の種類別に戸数を記入し、交付限度額1を超えた時点で終了可能。
⇒交付限度額1が交

$(N1 + N2) \times Ch \times 0.5$

2414 百万円

Step1による算出結果が交付限度額1を下回る場合は、Step2へ

<Step 2 >

施設の種別	規模(単位)	用地費(千円/単位)	区域内の建築物の戸数(戸)	補償費(千円/単位)	単位当たり整備費(千円/単位)	Cn
(1)道路・公園・緑地・広場 [㎡]	下記以外			0	23	0
	住宅地区改良事業等			0	23	0
(2)下水道 [m]				0	3.6	0
				0	3.6	0
(3)-1 河川 [m] 整備費				0	3,700	0
				0	3,700	0
(3)-2 河川 [m ²] 用地補償費				0	3,700	0
				0	3,700	0
(4)-1 調整池 [m ³] 整備費				0	140	0
				0	140	0
(4)-2 調整池 [m ²] 用地補償費				0	140	0
				0	140	0
(5)再開発・仮建 [m]				0	132	0
(6)電線共同溝等 [m]				0	680	0
(7)人工地盤 [m]				0	5,300	0

施設整備の実施に要する費用 0 千円

大規模な構造物等に係る補正額 千円

$[(N1 + N2) \times Ch + \sum Cn] \times 0.5$

2414 百万円

<Step2>
施設別に必要事項を記入し、交付限度額1を超えた時点で終了可能。

■ 交付限度額（交付限度額 1 と 交付限度額 2 のいずれか少ない額）

交付限度額（交付限度額 1 と 交付限度額 2 のいずれか少ない額）

204 百万円

た か さ き し ち い き じ ゅ う た く と う せ い び け い か く
高崎市地域住宅等整備計画

(地域住宅計画 高崎地域(3期独))(防災・安全)

た か さ き し
高崎市

平成27年3月(当初)
平成28年3月(第1回変更)
平成29年3月(第2回変更)
平成30年3月(第3回変更)
平成31年2月(第4回変更)
平成31年3月(第5回変更)
令和元年12月(第6回変更)
令和3年1月(第7回変更)

社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

令和03年01月14日

計画の名称	高崎市地域住宅等整備計画（地域住宅計画 高崎地域（3期独））（防災・安全）												
計画の期間	平成27年度 ～ 平成31年度（5年間）								重点配分対象の該当				
交付対象	高崎市												
計画の目標	『地震発生時の被害の軽減を図るため住宅・建築物の耐震化を推進すると共に、公営住宅等の躯体への影響を軽減する事業を実施することで、安全で安心な住まい・まちづくりを目指す。』												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	556	A	503	B	0	C	53	D	0	効果促進事業費の割合C／（A+B+C+D）	9.53	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H27.3末)	中間目標値	最終目標値 (H32.3末)
1	高崎市内の公営住宅等における躯体の安全性確保率（屋上防水及び外壁改修）を増加させる 公営住宅等長寿命化計画をもとに算出する。 ※公営住宅等…公営住宅、改良住宅（小規模改良住宅含む）、特定公共賃貸住宅及び市単独住宅をいう。以下同じ。 （公営住宅等の躯体の安全性確保率）＝（屋上防水及び外壁改修が完了した公営住宅等戸数）／（H26末長寿命化計画様式1で屋上防水及び外壁改修を予定している公営住宅等の合計戸数）（％）	438‰	‰	831‰
2	高崎市内における耐震性が確保された建築物の割合を増加させる 住宅土地統計調査結果をもとに算出する。 （耐震性が確保された住宅の割合）＝（新耐震基準で建てられた市内住宅戸数）＋（旧耐震基準だが耐震性が確保された市内住宅戸数） ／（市内住宅総戸数）（％）	780‰	‰	873‰

備考等	個別施設計画を含む	－	国土強靱化を含む	○	定住自立圏を含む	－	連携中核都市圏を含む	－	流域水循環計画を含む	－	地域再生計画を含む	－
※中間目標は任意群馬県国土強靱化計画に基づき実施される要素事業：全ての事業												

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H27	H28	H29	H30	H31			
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	高崎市	直接	高崎市	—	—	公営住宅等ストック総合改善事業（市内公営住宅団地）	中石原団地他外壁改修、屋上防水（長寿命化）・30棟	高崎市	■	■	■	■	■	384		策定済
											小計						384		
住環境整備事業	A16-002	住宅	一般	高崎市	直接	高崎市	—	—	住宅・建築物安全ストック形成事業（民間耐震）	住宅・建築物耐震改修等事業（民間建築物）	高崎市	■	■	■	■	■	21		—
	A16-003	住宅	一般	高崎市	直接	高崎市	—	—	住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト）	住宅・建築物アスベスト改修事業	高崎市	■	■	■			84		—
A16-004	住宅	一般	高崎市	直接	高崎市	—	—	住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト）	住宅・建築物アスベスト改修事業	高崎市					■	1		—	
A16-005	住宅	一般	高崎市	直接	高崎市	—	—	住宅・建築物安全ストック形成事業（診断義務付け建築物）	診断義務付け建築物耐震設計・改修事業	高崎市				■		10		—	

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H27	H28	H29	H30	H31			
		一体的に実施することにより期待される効果 備考																	
住環境整備事業	A16-006	住宅	一般	高崎市	直接	高崎市	—	—	住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修計画）	住宅・建築物耐震改修事業（耐震改修促進計画）	高崎市	■					3	—	
											小計						119		
											合計						503		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	H31
配分額 (a)	66	70	39	55	64
計画別流用増△減額 (b)	0	0	0	0	0
交付額 (c=a+b)	66	70	39	55	64
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0	0	0
支払済額 (e)	66	70	39	55	64
翌年度繰越額 (f)	0	0	0	0	0
うち未契約繰越額 (g)	0	0	0	0	0
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	0
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d)) %	0	0	0	0	0
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

事前評価チェックシート

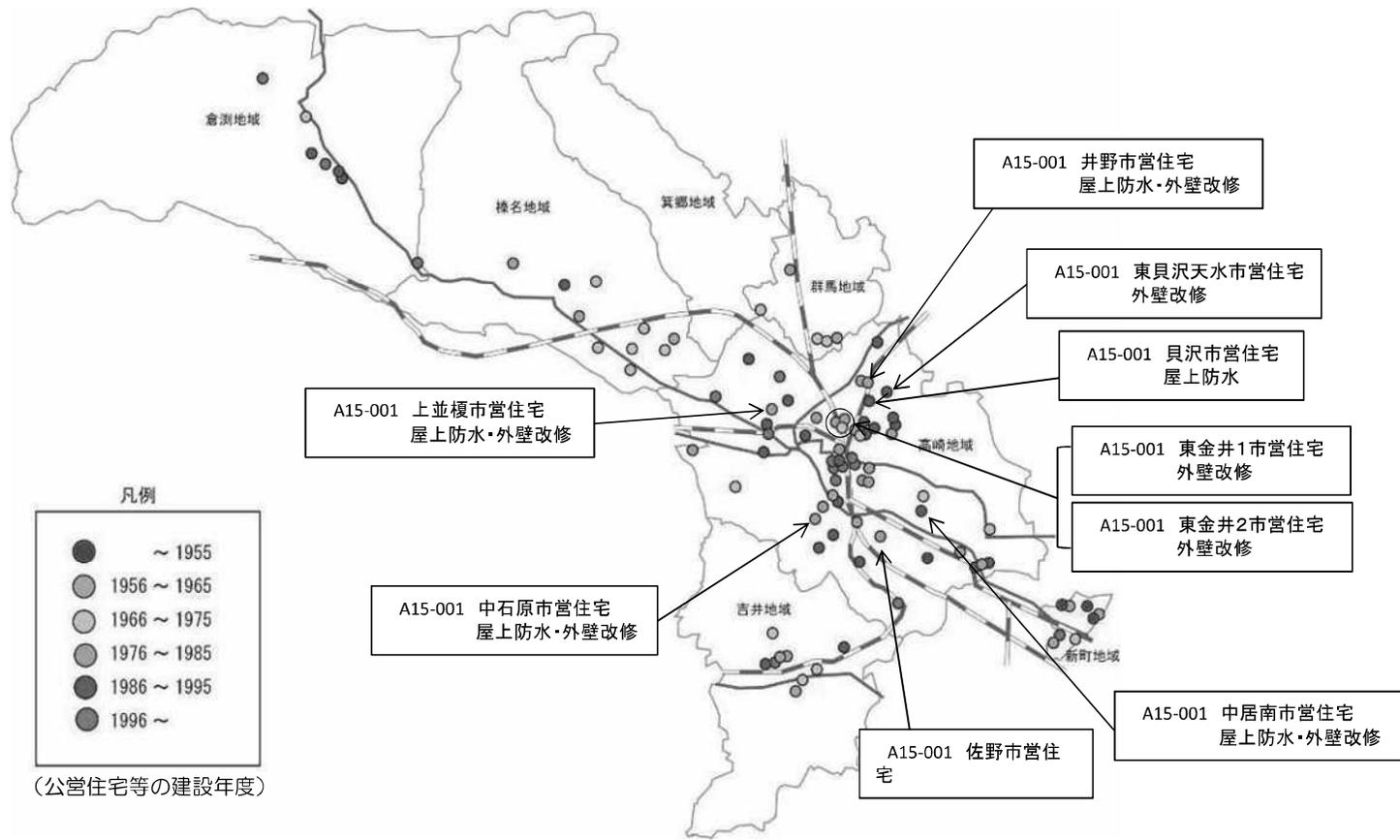
計画の名称： 高崎市地域住宅等整備計画（地域住宅計画 高崎地域（3期独））（防災・安全）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 ★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 ★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 ★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 ★④関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 ⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 ⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 ★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 ★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
III. 計画の実現可能性 ★①事業熟度が十分である。	○
III. 計画の実現可能性 ★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
III. 計画の実現可能性 ★③地域住宅計画を公表することとしている。	○
III. 計画の実現可能性 ④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	○

(参考様式3)

計画の名称	2 高崎市地域住宅等整備計画（地域住宅計画 高崎地域（3期独））（防災・安全）		
計画の期間	平成27年度～令和元年度（5年間）	交付対象	高崎市

公営住宅等ストック総合改善事業(A15-001)における位置図
 下の図は、建設年度別公営住宅等の立地図



社会資本整備総合交付金チェックシート

(地域住宅計画に基づく事業等タイプ)

計画の名称: 高崎市地域住宅等整備計画

地域住宅計画の名称: 高崎地域(3期独)(防災・安全)

地方公共団体名: 高崎市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①計画の目標が基本方針と適合している。	○
②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性	
①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
III. 計画の実現可能性	
①事業熟度が十分である。	○
②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	○